

資料3

■特定教育・保育施設の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定において、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない旨が定められています。

つきましては、令和4年4月以降に新たに開始される特定教育・保育施設の利用定員の設定について報告します。

1 認定こども園

施設名（種別）	鴻城幼稚園 (幼稚園型認定こども園)		山口みなみこども園 (幼保連携型認定こども園)	菅内幼稚園 (幼稚園型認定こども園)
区域（所在地）	小郡（小郡下郷 261-1）		川東（鑄銭司 3922-1）	北東部（大内御堀 3654-6）
設置者	学校法人鴻城義塾		山口市	学校法人明和学園
開始予定年月日	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R4. 4. 1	R6. 4. 1
利用定員(保/幼)	56人/294人	83人/267人	20人/30人	87人/72人
1号認定子ども	294人	267人	30人	72人
2号認定子ども	56人	56人	15人	60人
3号認定子ども	0人	27人	5人	27人
備考	幼稚園→認定こども園 保育機能施設整備(R4)		南部4幼稚園の統廃合 増築整備(R3)	幼稚園→認定こども園 増改築整備(R5)

※昨年度の子ども・子育て会議資料で報告した「湯田幼稚園」の認定こども園への移行については、その後の同園の意向により取り下げられました。

2 保育所

施設名	めばえぼっぼ保育園	U NURSERY 新山口2号館
区域（所在地）	中央部（平井 945-1）	小郡（小郡黄金町 9-2）
設置者	社会福祉法人育慈会	社会福祉法人向学会
開始予定年月日	R4. 4. 1	R4. 4. 1
利用定員	100人	20人
2号認定子ども	53人	0人
3号認定子ども	47人	20人
備考	新設 新築整備(R3)	小規模保育事業→保育所 整備なし